

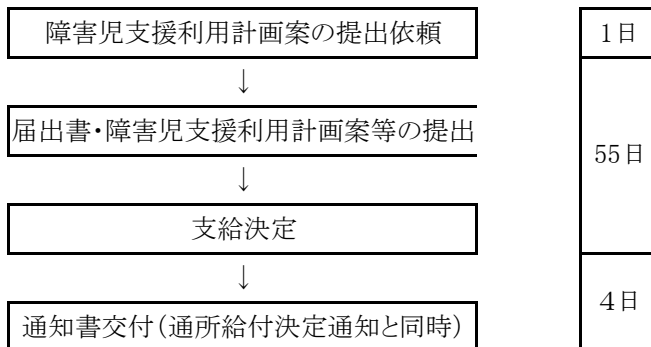
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 42

処 分 名	障害児相談支援給付費の支給要否決定	
処 分 の 概 要	障害児相談支援給付費の申請に基づき支給決定の要否を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第24条の26	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日	
標準処理期間	計	60日
審査基準	<p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について及び、松山市児童福祉法施行細則を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】          児童福祉法          第二十四条の二十六 市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第一項において「障害児相談支援対象保護者」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。</p> <p>児童福祉法施行規則          第二十五条の二十六の三 法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対象保護者(同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。          一 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先          二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対象保護者との続柄          ② 前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。          ③ 市町村は、第一項の申請を行つた障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間(以下この条及び次条において「支給期間」という。)及び法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。</p> <p>障害児通所給付費等の通所給付決定等について          障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。